

避難勧告等の伝達手段について (目黒川氾濫、津波、土砂災害)

目黒川氾濫、津波、土砂災害の避難対象者へ避難勧告等の発令を確実に伝達するため、「避難情報緊急通知コール」を一斉配信し、適切な避難行動と迅速な避難を呼びかける。

1. 避難情報緊急通知コールについて（事前登録制）

予め登録された方のメールアドレスと電話番号に、避難勧告等を一斉配信し、応答があるまで繰り返し再送する。《別紙資料1》

2. 避難情報緊急通知コールの周知について

各対象区域内の避難対象者に、案内チラシを各戸配布する。併せて、区HPおよび広報しながら周知を図る。

＜避難対象者＞

- 目黒川氾濫：避難対象区域のうち、地下および1～2階部分に居住する区民または事業者（約3,100件）
- 津波：避難対象区域のうち、地下および1階部分に居住する区民または事業者（約1,000件）
- 土砂災害：避難対象区域全戸（約200件）

3. 今後のスケジュールについて

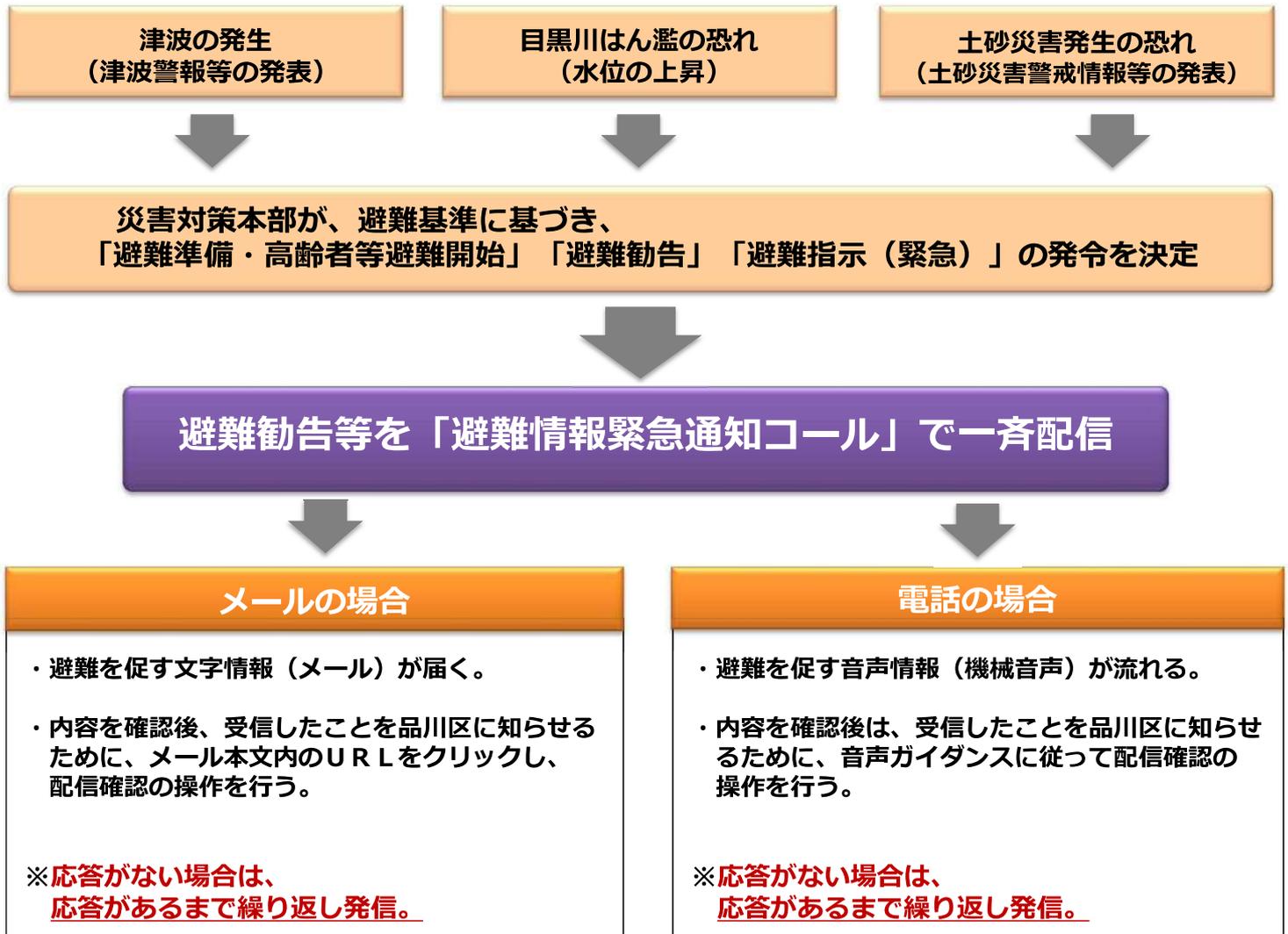
平成29年3月上旬～3月中旬	対象町会への説明および避難対象者へ案内チラシの配布
3月中旬～4月下旬	配信登録の受付
6月1日	一斉配信の運用開始

4. 参考

避難基準等

- (1) 目黒川氾濫 《別紙資料2》
- (2) 津波 《別紙資料3》
- (3) 土砂災害 《別紙資料4》

「避難情報緊急通知コール」の流れ



※メールアドレスと電話番号の両方を登録した場合は、それぞれに避難勧告等の情報が届きます。

避難を促す情報の案（電話の場合）

緊急放送、避難勧告発令。こちらは、品川区役所です。
目黒川に氾濫のおそれがあるため、●時●分にお住まいの地区に避難勧告を発令しました。
ただちに、自宅または事業所の2階以上に避難してください。
2階以上の上層階が無い方は、最寄りの避難所に避難してください。
本電話の内容を確認後、発信音の後にプッシュボタンの1を押して下さい。

目黒川氾濫の避難基準等について

■土砂災害・目黒川氾濫の避難所

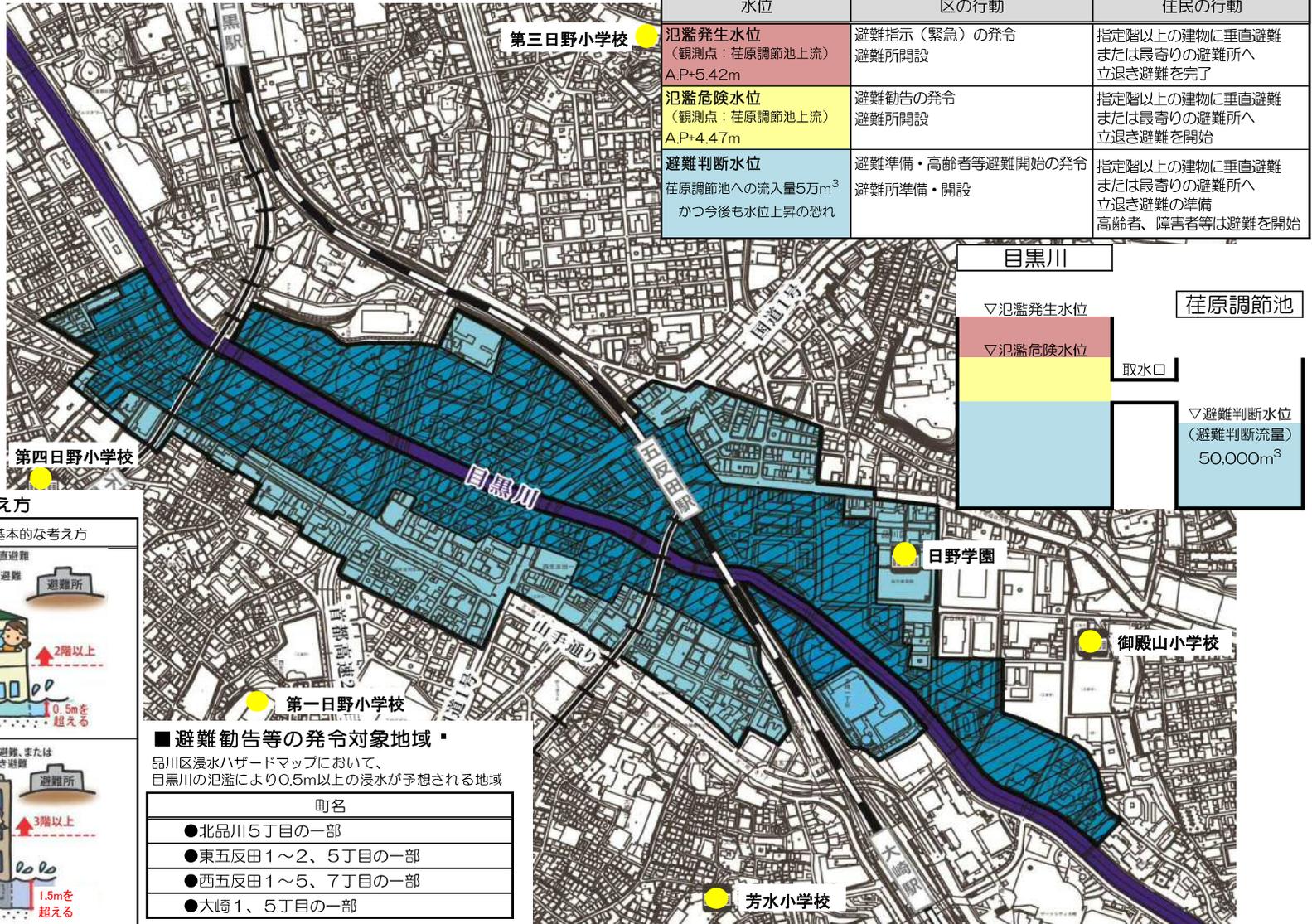
学校名
● 第三日野小学校
● 日野学園
● 御殿山小学校

■目黒川氾濫の避難所

学校名
● 第四日野小学校
● 第一日野小学校
● 芳水小学校

■発令基準

水位	区の行動	住民の行動
氾濫発生水位 (観測点: 荏原調節池上流) A.P.+5.42m	避難指示(緊急)の発令 避難所開設	指定階以上の建物に垂直避難 または最寄りの避難所へ 立退き避難を完了
氾濫危険水位 (観測点: 荏原調節池上流) A.P.+4.47m	避難勧告の発令 避難所開設	指定階以上の建物に垂直避難 または最寄りの避難所へ 立退き避難を開始
避難判断水位 荏原調節池への流入量5万m ³ かつ今後も水位上昇の恐れ	避難準備・高齢者等避難開始の発令 避難所準備・開設	指定階以上の建物に垂直避難 または最寄りの避難所へ 立退き避難の準備 高齢者、障害者等は避難を開始



■凡例と避難行動の基本的な考え方

凡例	予想浸水深	避難行動の基本的な考え方
0.5m ~1.5m	建物の2階以上に垂直避難 または 避難所へ立ち退き避難	避難所 2階以上 0.5mを超える
1.5m ~2.7m	建物の3階以上に垂直避難、または 避難所へ立ち退き避難	避難所 3階以上 1.5mを超える

■避難勧告等の発令対象地域

品川区浸水ハザードマップにおいて、目黒川の氾濫により0.5m以上の浸水が予想される地域

町名
● 北品川5丁目の一部
● 東五反田1~2、5丁目の一部
● 西五反田1~5、7丁目の一部
● 大崎1、5丁目の一部

津波発生時の避難基準等について

■凡例（発令基準）

避難対象地域	避難基準	区の行動	住民の行動
	津波警報の発表	避難指示（緊急）の発令	高台や津波避難施設等への立退き避難を開始・完了
	津波注意報の発表		

※大津波警報が発表された場合は、予想津波高に応じて避難指示（緊急）を発令

■津波警報発令時の避難指示（緊急）対象地域

予想される津波の高さが2.61mのときの浸水想定区域

北品川1・2丁目の一部、東品川1丁目の一部、東大井2丁目の一部、南大井1丁目の一部

■津波注意報発令時の避難指示（緊急）対象地域

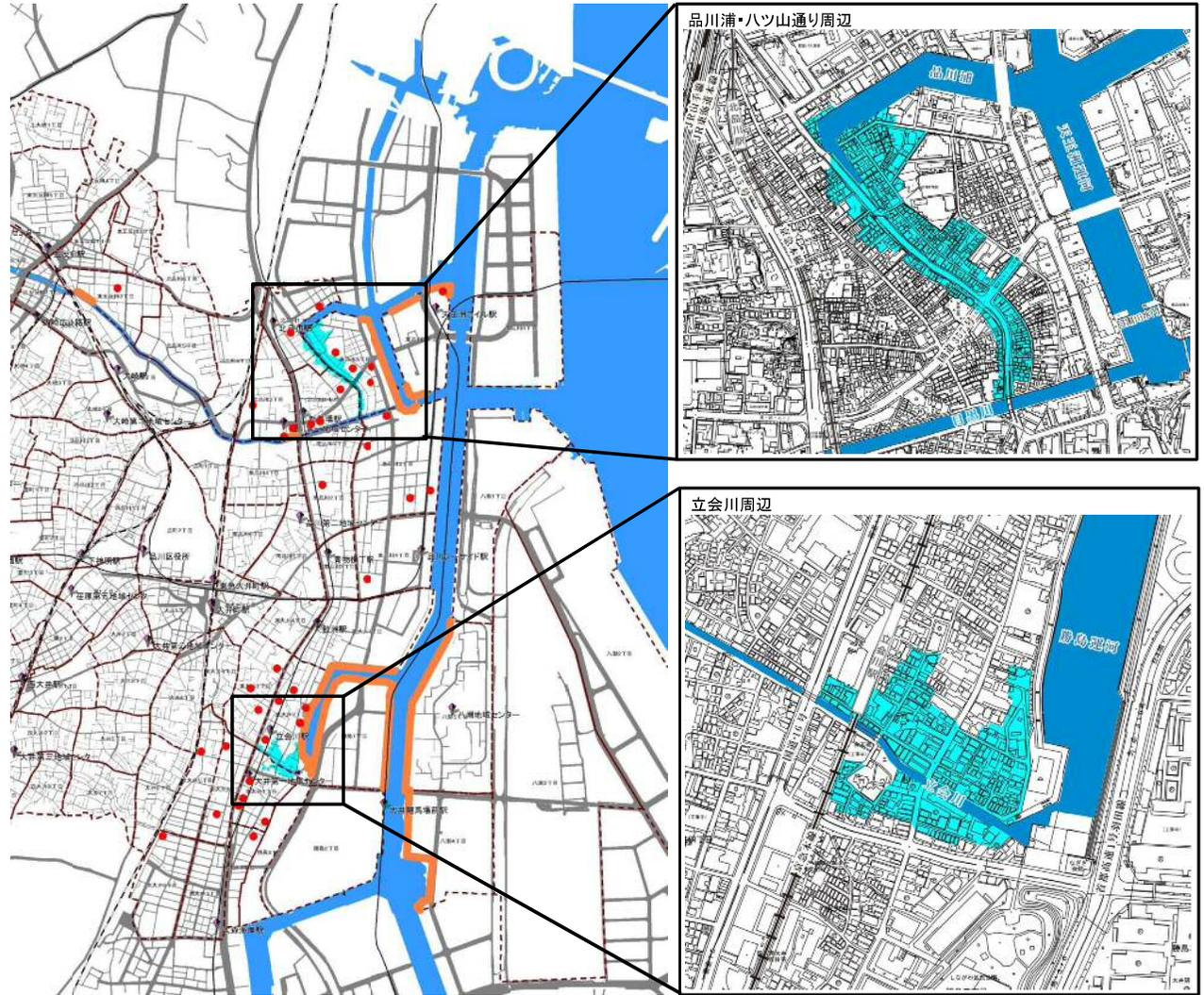
水辺に接する緑道および公園

施設名
●都立京浜運河緑道公園
●都立大井ふ頭中央海浜公園
●しながわ花街道
●勝島かもめ水辺広場
●東品川水辺広場
●東品川海上公園
●天王洲アイランド第一水辺広場
●天王洲アイランド第二水辺広場
●天王洲運河水辺広場
●天王洲アイランド第四公園
●五反田ふれあい水辺広場
●東海橋防災船着場

●津波避難施設（区有施設24施設、民間施設13施設）

■避難行動の基本的な考え方

- ・津波災害に対しては、高台への避難を基本とする。
- ・高台まで避難する時間がない場合は、高い場所（2階以上の堅牢な建物、津波避難施設等）へ避難する。



土砂災害の避難基準等について



凡例

- 対象のかけ地等 (Red outline)
- 対象区域 (Green outline)



■発令基準

大雨警報（土砂災害）の発表
→【避難準備・高齢者等避難開始】を発令
(避難行動)
・避難の準備を開始
・高齢の方、障害のある方等は、避難開始。

土砂災害警戒情報または記録的短時間大雨情報の発表
→【避難勧告】を発令
(避難行動)
・指定避難所に避難。

大雨特別警報の発表またはがけ崩れの前兆現象やがけ崩れが発生した場合
→【避難指示（緊急）】を発令
(避難行動)
・避難を完了
・避難がまだな方は緊急に避難。

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告

避難指示（緊急）